

## 第 2 2 回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 3 1 号議案「芦屋市立学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) この委嘱した方は医師会、歯科医師会、薬剤師会に先生方の推薦を依頼して選んでいただいているのですか。

学校教育課長) はい。推薦を依頼し、それを受けてのものになります。

教 育 長 ) わかりました。他に質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) 例えば、耳鼻科医の先生の場合、1人で5校園を担当していたり、4校園を担当している先生がいるなど、非常に一部の先生の負担が重いと思うのですが、これは何とかならないのでしょうか。

学校教育課長) 医師会などから、このような形で推薦していただいているので、こちらで特に調整はしておりません。特に内科医の先生については、1人の先生が2園持っていたいただいている場合もあるのですが、年間を通して校医として、学級閉鎖などさまざまなアドバイスや対応をしてくださっております。しかし、その他の先生方につきましては、学校の検診が主となっていますので、健診の日をずらせばお願いができる状態だと把握しております。

木村委員) これはお願いの仕方として、こちらからこの先生をお願いしますということではなく、どの学校を何校担当するのかということなどは、全て医師会や歯科医師会、薬剤師会で決められているのですか。

学校教育課長) はい。

木村委員) 相手が大丈夫だとおっしゃるのならいいと思います。

浅井委員) 例えば耳鼻科医の5校園を担当されている先生は、かなり  
の人数を診ることになり、とても神経を使われると思うので、  
少し心配です。

そして、推薦をいただいてということですので、こちら側からはなかなかわかりにくいかもしれませんが、学校医としてな  
ってくださる方が多いのか、大変少ないところで無理にお願い  
しているのか、どちらですか。

学校教育課長) 特に耳鼻科医等は、医師会に所属されている方が少ないの  
で、ある程度一部の先生に集中してしまうことはあると思いま  
す。しかし、普段の業務が忙しい方や年齢的なことなどは考慮  
されていると思います。

浅井委員) わかりました。

天津先生の医院は、いつも大変混雑されているので耳鼻科医  
の先生は忙しいのだなどと常々思っています。

薬剤師の先生は、学校とどのようなかかわりをもたれるので  
しょうか。

学校教育課長) 年間を通しまして、例えば通常の水道水やプールのと  
きの水質検査を行っていただいております。また、照度など教室の  
環境も見ていただいたりしています。

それから学校給食の調理室の調査もしていただいております。

浅井委員) はい。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第31号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 次に、第32号議案「芦屋市指定文化財（八十塚古墳群出土双龍環頭大刀）の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

文化財係長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

前回、諮問をするときに現物を見たと思います。あのときは柄頭の部分でしたが、今度は全体を指定します。保存はケースに入れ、綿のようなものを引いたり、さびないように科学的な処置をするなどの予定はありますか。

文化財係長) 柄頭以外のものも、柄頭と同時に保存処理をしているので、保存処理は全て終わっています。収納につきましては、普段はこのような形で収納の箱に入れ、大切に保管いたします。展示のときはきれいに並べて展示します。

木村委員) 展示をするときは、模造品か何かを作るのですか。

文化財係長) 模造品を作ろうと思うと、費用がかかってしまうのですが、

市民の方にはわかりにくいところもあると思いますので、全国で出土している同じタイプの型の写真などを並べて展示するような形になると思います。

教 育 長 ) 委員のおっしゃるようにレプリカを作ると、本体は丁寧に保管しつつ、そのレプリカに直接さわってもらうことができますので、これからそのようにしていくといいかもしれないですね。

木 村 委 員 ) お金があればしてもいいと思います。

浅 井 委 員 ) 3 ページの下 3 行に、本資料は古代における芦屋地域の政治的かつ社会的位置付けを解明する上で重要なものとなっているとの記載があります。以前にも古代の人が使っていた大領や少領の文字の書いた食器なども、芦屋市の指定文化財になったと思います。そのようなものとあわせて、芦屋地域の政治的かつ社会的な高い位置づけについて深く考察された古代の研究についてのレポートなどを発表するなど、市民の皆さまにこのことについてお知らせする機会はありますか。

文化財係長) 本日可決されましたら指定ということになります。指定となった暁には、4月15日号の広報あしやで市民の方に指定になった旨を周知する予定です。そこにはもう少しわかりやすく、評価などを書かせていただこうと考えております。

その他にもまだ未定ですが、今後この資料は展示されることも多いと思いますので、市民の皆さまにはわかりやすい解説などもさせていただきたいと考えております。

浅 井 委 員 ) よろしくお願ひします。

教 育 長 ) 要望ですが、美術博物館は少し遠いので、市役所北館 1 階

の新しくできた展示コーナーに、今回の指定文化財の全体の写真などを展示するなどしていただきたいです。せっかく広報あしやに載るので、市民の皆さまが市役所に立ち寄った際に見ることができる工夫をしていただけますか。

社会教育部長) 同時期に美術博物館では、市内の神社等で所蔵されている宝物を展示する「芦屋のたからもの展」を開きますので、一緒に展示をさせていただきたいと思っております。

教 育 長 ) たくさんアピールしていただきたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第32号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、日程第2、報告第11号「平成29年度芦屋市立幼稚園学級編制について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員) 岩園幼稚園の4歳児の人数は28人、伊勢幼稚園も4歳児の人数は同じ28人ですが、そのあたりはどのような対応になるのですか。

管 理 課 長 ) 本市では2月28日を基準日として定めていますので、入園希望の申込みが出てきた場合の対応を検討しなくてははいけま

せん。しかし今回はどちらの園もギリギリまで待ち、申込みがあった場合は受け入れようと考えております。

浅井委員) 余り問い合わせもないのですか。

管理課長) 伊勢幼稚園については今のところ聞いておりません。

浅井委員) わかりました。

教育長) 平成29年度の4歳児の住民基本台帳には797人登録されており、そのうち公立幼稚園に通う4歳児は273人ですが、その割合は何%になりますか。

管理課長) 34.3%です。

教育長) 前回のデータでは37%だったと思うのですが、約2%減少したということですね。平成28年度の公立幼稚園に通う4歳児の合計249人から、平成29年度は273人になっているのは、岩園幼稚園が開園することでその分が少し増えたのですね。

平成28年度の5歳児の合計318人から見ると、平成29年度は60名程度減っています。

管理課長) そうです。そのときに他の5歳児はどこに行ったのかということで、行き先別の率を出してしまして、やはり平成27年度から平成28年度にかけては、保育所に行かれた方の割合は5%増えています。人数で言いますと、平成27年度の215人から平成28年度の241人ということで、26人増えています。私立幼稚園へ行かれた方の率などは、ほぼ横ばいで来ていたのですが、一昨年状況で見ますと、やはり保育所に行かれる方が増えています。

教育長) 保育所ニーズです。

管理課長 ) 保育所のニーズが高くなっていることは言えると思います。

教育長 ) 数字には直接関係しないのかもしれませんが、教育委員会としても各幼稚園の充実をはかり、さまざまな取組を地域の方に見ていただいてアピールしてほしいと思います。就労によって幼稚園のニーズが減っていくことは、社会の変化なのである程度容認できますが、教育内容を充実させることでフォローをしていかななくてはいけないと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

今、話が合ったとおり、岩園幼稚園と伊勢幼稚園は4歳児の人数がどちらも28人ですので、人事の調整ができるギリギリまで様子を見ていきます。また各委員には人数が決まりしだい連絡いたしますので、現在はまだ最終的な調整が可能であるという意味を残しまして、この原案を承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第11号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長 ) 次に、報告第12号「旧芦屋郵便局電話事務室の国登録有形文化財登録について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

文化財係長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長 ) 説明は終わりました。質疑はございませんか。

木村委員 ) 今回はどこが音頭を取ってこのような登録という形につながっていったのですか。

文化財係長) 文化庁に申請を行うことを意見具申と呼んでおりますが、文化庁に意見具申をするのは所有者からになるので、所有者が動かない限りは登録までこぎつけることはできません。今回、芦屋市といたしましては、所有者にこのような制度があり、優遇措置もあるということなど、登録文化財になったときのメリットなどを積極的に説明させていただいた上で、所有者にご申請いただいたという経緯です。

教育長) 文化財でもさまざまなランクがありますが、最も価値の高いものは何ですか。

文化財係長) 最も価値の高いものは国宝です。

教育長) 国の宝ですね。芦屋市にはないですね。

文化財係長) ないです。

教育長) 姫路城などが国宝ですね。その次に価値が高いものは何ですか。

文化財係長) 国指定重要文化財になります。

教育長) これは芦屋にはありますか。

文化財係長) ヨドコウ迎賓館が国指定重要文化財になります。

教育長) その次は何になりますか。

文化財係長) 価値の高さで言いますと、県指定文化財、市指定文化財に続きまして、国登録有形文化財となります。国登録有形文化財の登録制度というものは、指定制度とは全く違うものになります。国登録有形文化財は、本来は市指定文化財よりもかなり価値や制限は低いのですが、国の文化財という意味においてはすごく目立つので、マスコミも注目しますし、国の文化財のほうがすごいと思っておられる方が多いのではないかと思います。



教 育 長 )        どのような制約がありますか。国宝の場合は勝手に売却や買収、そして取壊しなどができませんね。

文化財係長)        指定制度と登録制度はそこが違うのですが、3ページの11番の参考(1)に簡単な説明を書かせていただきましたが、これは兵庫県から発信された制度です。この制度が作られた経緯としては、阪神・淡路大震災のときに調査も行われずにたくさん洋館などが取り壊されたことを危惧した中で、指定まではいなくても、価値があるものは登録をして、文化財としての正当な評価を与えていこうということで作られたのがこの登録文化財の制度です。

指定文化財については、よくお聞きになられているかと思いますが、建物の場合ですと、くぎを1本打つのに文化庁の許可が要るといような非常に厳しいものになっています。そのような意味では、所有者の方がその建物に住まれている場合、指定されると逆に困るということになります。指定されることを嫌われるのが多いことが、これまでの文化財保護制度の欠点でしたが、この登録制度についてはあくまでも登録ですので、積極的に活用してくださいというものになります。この制度は外観の4分の1以上改変する場合のみ現状変更届出が必要ですが、例えば外観の4分の1以下や内観を改修するにつきましては、現状変更できますので、そのような意味では積極的に活用しやすい制度になっています。

木 村 委 員 )        これを受けることの優遇措置としては、設計管理費用の2分の1を国が補助してくれることですか。

文化財係長)        そうです。

木村委員) 余りそのような意味では大したことはないのかもしれないですね。

文化財係長) 資料の6ページになりますが、恐らく所有者にとって文化庁が掲げている優遇措置として一番メリットがあるものは一番下に記載されている固定資産税の減税になると思います。

木村委員) これは芦屋市の税収が減りますね。

文化財係長) 芦屋市は減りますが、所有者にとってはメリットになってくると思います。

木村委員) 国は余りお金を出さなくてもいいような内容になっているのですね。

修理を行う場合、芦屋市が別途お金を出すなどということは現状ではないのですか。

文化財係長) 今の芦屋市の補助金要綱に基づきますと、指定物件の場合は補助することができますが、登録物件につきましては、補助制度はありません。

木村委員) 地域活性化事業については、2分の1は国が補助をするなどということはあるのですが、この物件については今のところはないということですね。

文化財係長) 現段階ではそうです。しかし、これからは国が2020年の東京オリンピックに向けて、ロンドンオリンピックのときと同様に、スポーツの祭典だけではなくて文化の祭典でもあるという位置づけをしていますので、そのような意味では文化財を利用した事業をかなり設けようとしていることから、文化庁以外にも国土交通省や観光庁や総務省などからの補助金もあります。その補助を受けることができる前提条件が、国登録有形文

化財になっているということです。そのような制度もどんどんできてきているので、今後、さらに新しい補助金のメニューができるときにはこの国登録有形文化財に登録されているかの有無が大きなポイントになってくると思います。

木村委員) 現在は芦屋モノリスが借りておられますが、それは当面ずっと借りられるということが前提ですか。

文化財係長) そういう意味での変更などは全くありません。

浅井委員) 国登録有形文化財ということになると利活用ができやすいということですね。それでは今後、芦屋市内の歴史的建造物が国登録有形文化財などになる可能性はあるのでしょうか。

文化財係長) 文化庁が掲げている資料の3ページの登録の基準について記載されていることは、あくまでも基準になります。原則は建設後50年を経過していたら前提条件はクリアできます。そこに国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易ではないものという3つの条件があります。今回の旧芦屋郵便局電話事務室につきましては、造形の規範となっているものということで、郵便建築のモデルになっていることが評価されています。

50年を経過していてこの基準のどれかに当てはまるということになります。現在芦屋市内に残っている建物では、例えば芦屋川沿いにある芦屋仏教会館や山芦屋町にある滴翠美術館などがこの基準を満たしてくるのではないかと考えます。

そして、50年を経過したものということになるので、今後50年を経過すれば、これからも新しい対象は増えてくる可能性はあります。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈報告第12号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 閉会宣言